

美作総務第 34 号

令和 3 年 5 月 13 日

美作市監査委員 東 内 義 典 様

美作市監査委員 山 本 雅 彦 様

美作市長 萩 原 誠



令和 2 年度定期監査結果報告に対する措置について (通知)

令和 3 年 1 月 28 日付け美作監査第 88 号で美作市監査委員から報告のありました令和 2 年度定期監査結果報告について、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により別紙のとおり措置したので通知します。



監査の結果	措置状況等
<p>(1) 滞納等について 毎年、各収納部局で新規滞納が発生し、累積額が膨らんできている。このままでは、予算執行に支障をきたすことが考えられることから、滞納の発生原因を分析し、滞納が長期化しないよう滞納整理に努めるとともに、未然防止策を検討されたい。 なお、過年度分の滞納整理状況では、収入未済が多く残存していたため、収入未済額の累積拡大を防止するために、現年度分に発生したものについては確実な収納につながるよう計画的な収納とあわせて、滞納初期段階での迅速な対応を行い、収入未済額を減少させていくよう努められたい。また、市役所内全部局の滞納額を取りまとめ、「滞納整理プロジェクトチーム(仮称)」を構成し、全庁的な滞納整理に取り組むとともに、不納欠損については、個々に債権の審査を行うなどにより適正な処理に努められたい。</p>	<p>【税務課】 新規滞納者に対しては、督促状発送直後に電話催告を実施している。納税困難との申出があれば、分納相談に来庁するよう促す。これは、収入・財産状況を把握したうえで、納期内納付が困難と認められれば、分割納付に応じるとともに、税関係に係る様々な助言を実施することにより、納税意識の喪失による長期・高額・処分困難滞納者への移行を未然に防ぐことを目的とするものである。 また、電話番号不明滞納者は、財産調査に着手し、処分可能財産を発見した場合には差押予告書などの送付により接触機会を設けている。 更に、納税者の利便性向上と現年度分の確実な収納による滞納繰越額抑制に向けてコンビニ収納を令和2年度より導入したところ、一定程度の効果が得られたことから、クレジットカードや電子マネーによる新たな納付方法の導入により、さらなる現年度分の収納が確保できるものと見込まれるため、その是非について検討を始めている。 なお、徴収困難な案件に関しては、入念な調査に基づき適宜、欠損処分を行うこととしている。</p> <p>【健康政策課】 滞納については、生活困窮、制度内容への理解不足が大きな要因と思われることから、各種相談窓口の相互協力により遂行可能な納付方法の提示、電話・窓口での丁寧な説明を行い制度に対する理解を深めてもらう等の方法により対策を行っている。 また、現年度分の納付については、コンビニ納付導入により納付機会を増やしており、口座振替の推奨と合わせて周知を行うことにより、収納率の向上を図っている。 なお、不能欠損は、滞納者への督促、催告を適正に行った上で適切な処理に努めている。</p> <p>【都市住宅課】 市営住宅使用料の滞納については、個別に世帯の状況調査・実態把握に努め、督促・催告・納付相談に取り組んでいる。 滞納額が増加しないよう法的措置も含め適正な収納に努めている。</p> <p>【水道課・下水道課】 給水停止を伴う滞納徴収を定期的実施し、未納が増加しないよう努めている。 過去の利用者については、転居先に催告書を送付することとしており、転居先不明の者は公用請求により追跡調査を行うことにより、遺漏のない債権管理に努めている。 不能欠損を伴うものについては適正に処理を進めることとしている。</p> <p>【総務課】 現在のところ、滞納整理の取組については各債権管理部署において上記のとおり措置を行っており、滞納整理プロジェクトチームの立ち上げについて具体的な要請はない。なお、総務課としても、各債権管理部署に必要に応じ再任用職員や会計年度任用職員の配置を行うなど、組織として滞納整理の遂行に向けた取り組みを行っているところである。</p>

	監査の結果	措置状況等
2	<p>(2)入札契約について 入札による契約において、追加工事が発生したため変更契約を締結しているものが散見された。当初の設計時に精度の高い設計をしていれば、追加工事をする事なく、結果的に金額も低廉で実施できた可能性があったと考えられるため、当初から十分な設計調査を行い、当初から追加工事を目論んだ入札が行われる可能性を排除するため、安易に追加工事を行うことのないようにされたい。</p>	<p>【管財課】 土木工事においては、多種多様な現地の自然条件のもと、個別に工作物を設計する必要があり、当初予見できない土質や湧水等により設計変更を余儀なくされる場合が多数あり、その際の変更額は、変更設計額を入札率で乗じて算出しており、適正な金額で変更契約されているものと考えているが、今後はさらに、当初設計の精度を高めるよう、指導していくこととする。</p>
3	<p>(3)随意契約について 地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第167条の2第1項の各号に該当する場合に限り、例外的に実施できるものである。 随意契約を行う場合には、更新時も含め複数の業者から見積りを徴すると共に、法施行令167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と随意契約理由や業者選定理由を具体的に明確にしなければならない。この中で、第5号適用要件の「緊急の必要」とは、災害時や故障等において、その復旧を緊急に行わなければ市民生活等に重大な影響が生じるおそれがある場合であり、単に事務執行の遅れが原因の場合は該当しないものである。随意契約理由について誤った拡大解釈を行わないよう十分に注意されたい。 なお、単独随意契約の場合には、特定の業者を選定した理由について伺書に明確に記載されたい。</p>	<p>【管財課】 今後、統一的な随意契約事務が図れるよう、ガイドライン等により示していきたいと考えており、作成に着手している。 ガイドラインについては、随意契約の適正かつ円滑な運用を確保するため、標準的な解釈・方針を示すものとする。 内容については、①ガイドラインの対象、②随意契約とはの解釈、③留意すべき事項、④随意契約ができる場合の方針(地方自治法施行令第167条の2第1項の各号ごとに)ガイドラインは、令和3年度中に完成を目指す。</p>
4	<p>(4)公園内設置等の噴水の管理について 作東パレンタインパーク敷地内及び美作市総合運動公園敷地内等に噴水が設置してあるが、いずれも水が流れていない状態であり、噴水周辺のタイルには亀裂や破損が生じている。噴水を撤去するのか整備するのか、いずれの方針なのかを早急に検討されたい。</p>	<p>【都市住宅課】 作東パレンタインパークは、景観維持の範囲で維持する。 美作市総合運動公園の噴水については、改修、撤去、いずれにしても多額の費用が必要なため、財源等について検討している。</p>